

二〇一八年一月二日 開催

移民への教育政策——フランス、イギリス、EUの取り組み

小山晶子

■講演者……小山晶子（東海大学教養学部国際学科准教授）

■司会……河越真帆（本学国際コミュニケーション学科准教授、グローバル・コミュニケーション研究所所長）

移民とは誰か

まず、「移民とは誰なのか」についてお話しします。移民の定義は、国によって異なり、あるいは定義すらなされていない国もあるからです。フランスでは、統合高等評議会が、移民とは「外国で外国人として生まれ、その資格で持続的に居住する目的でフランスに入国した者」と定義しています。つまりフランスでは、移民は、外国人と同義ではないということです。フランスにおける移民とは、移住経験の有無を重要視しており、いわゆる第一世代を指します。ところが、移民第一世代は、移住後にフランスにおいて市民権を取得している

人がいるため、外国籍とは限らないのです。さらに、両親のうち一方が外国籍である第二世代は、フランスで出生し国籍を有している場合は、移民のカテゴリーには該当しないのです。

フランスにおける移民人口は、二〇一二年に全人口の約八・七％を占めていました。その一方で、外国籍人口は全人口の約六・一％程度です。フランスにおける移民の出生地別割合についての統計を見ると、アフリカ地域出身者が最も多く、約四三・二％を占めていることが分かります。そのうちアルジェリア、モロッコ、チュニジア出身者がその大半を占めています。次に多いのは、ヨーロッパ地域出身者ですが、なかでもEU加盟国出身者が大半を占めます。近隣である加盟国出身者が多い一方で、二〇〇四年以降は新規加盟国である中・東欧諸国からの出身者が増えていきます。

つぎに、イギリスについてみてみましょう。イギリスでは、フランスのケースとも異なり、移民は法律上の公式な定義が



小山氏



司会の河越先生

存在しません。それでは、イギリスではどのように移民を識別しているのでしょうか。それは、国籍、出生地、エスニシティ、第一言語といった複数の背景によって識別しているのです。日本では、あまり馴染みのないエスニシティというカテゴリーをみてみましょう。エスニシティに関する国勢調査は、一九九一年から導入されています。エスニック・マイノリティというカテゴリーの特徴は、出自であるエスニシティに注目しているため、第一世代と第二世代の区別がないこと

にあります。エスニック・グループのカテゴリーは、一〇年毎の国勢調査において多様化する傾向がみられます。イギリスでも、フランスと同様に、EU加盟国の拡大に伴い、「そのほかの白人」の割合が近年増加しており、二〇〇一年から二〇一一年の間に約一〇万人の増加が記録されています。二〇一一年のイングランドとウェールズにおけるエスニック・マイノリティ・グループの統計を見ると、「白人イギリス人」が八〇%を超えています。この数値を見た人は、「多

文化と言われるイギリスも、やはり白人が大半を占める国なんだ」という印象を持つてしまうかもしれません。ところが、この統計は全国平均であるため、都市や地域ごとによってその割合は、大幅に変化します。例えば、ロンドンにおけるエスニック・マイノリティ・グループの割合を見ると、白人イギリス人の割合は四四・九%に過ぎません。さらに、アフリカ系が七%を占め、インド系が六・六%、カリブ系が四・二%、そのほかの白人は一・二・六%を占めています。このように、地域や都市によっては、エスニック・マイノリティ・グループが大半を占める場所もあるということが分かります。

移民の子どもに対する教育の展開

つぎに、移民の子どもに対する特別な教育について、イギリスとフランスの政策をお話したいと思います。ヨーロッパ諸国のなかでも、イギリスとフランスは、第二次世界大戦後に旧植民地からの移民を多く受け入れた国の事例として比較されます。当初は両国ともに、移民の子どもを受入れ社会に一刻も早く適応させることを目的とした同化政策を実施していました。たとえばイギリスでは、就学年齢の移民の子どもを、一定期間だけ学校ではない場所に集めて、集中的に英語を習得させていました。ところが、イギリスの学校文化に適応させるための同化政策は、子どもの出自や第一言語に対す

る配慮が欠けていたことを背景に、移民の子どもは学業不振を促してしまいます。このような事態を受けて、イギリスの学校制度に適応するために、ほかの生徒と比べて不利な状況に置かれている子どもに対する差別是正措置が教育政策においても導入されました。これが、一九八〇年代に導入された多文化教育へとつながっていきます。

その一方で、フランスの公立学校においては、共和国の平等原則に基づき、異なる出自や第一言語に対して特別な配慮をすることが敬遠されてきました。とはいえ、一九七〇年代に入ると、公立小・中学校では、入門学級や適応学級などが設置され、フランスに到着したばかりの子どもが集められ、集中的にフランス語を習得する取り出し授業が行われました。これらの学級の主な目的は、通常学級への適応であったため、フランス語の習得が最優先とされ、イギリスで実施された多文化教育と比較される場合には、同化主義的な教育であったと評価されています。

しかし、両国の公教育制度において実施されてきた教育を歴史的に振り返ると、イギリスでは多文化教育であり、フランスでは同化主義的な教育であったと単純には比較できない側面も挙げられます。それは、移民の子どもは母語教育についてです。まず、子どもの異なる文化的背景に配慮した教育が実施されたイギリスですが、公教育において移民の子ども

の第一言語となる母語を維持するための教育が実施された事例は非常に少ないと言われています。その主な理由は、英語の言語としての競争力が高いことであり、移民背景をもつ親も、子どもの英語習得を優先させることにあまり反対しなかったことが挙げられます。その一方で、同化主義的な教育が展開されたフランスの公立学校では、移民の子どもに対する母語教育が一九七三年から実施されてきました。子どもの母語維持は、移民背景をもつ親の希望でもあり、将来的に出身国へ帰国することを可能とするために不可欠であると考えられたためです。したがって送り出し国が、フランス政府と二国間協定を結ぶことにより、母語教育を担う教員をフランスへ派遣し、公立学校の教室を借りて母語教育を行う主な責任を担ってきたのです。このように、多文化教育を導入してきたイギリスの公教育では、移民の子どもへの母語教育が実施されたケースは限定的であった一方で、移民の子どもに対して同化主義的な教育を実施してきたと言われているフランスの公立学校では、母語教育が四〇年以上にも渡り行われてきたのです。

EUが推し進める多言語教育

それでは、EUのレベルに話をうつします。外国語教育については一九九五年の欧州委員会の白書のなかでヨーロッパ

の二言語習得が奨励されたことから、その後には欧州評議会による複言語主義が尊重されたことに伴い、二〇〇二年のパルセロナ欧州首脳理事会において、母語以外に少なくとも二つの外国語を習得する必要性が強調されました。EU加盟国では、それまでは言語習得能力に関する評価指標も一様ではなかったため、より具体的な言語習得能力のデータ収集が促されました。EU加盟国において、多言語教育が推奨されるようになった主な理由は、EU加盟国域内における若者の国際移動を促進するためであったと言えます。というのも、若者の外国語能力と雇用機会が、EU市場におけるモビリティと深くかかわっていることが、調査から明らかにされているのです。つまり、外国語習得能力が高い若者は、国境を越えて移動し、移動先でも雇用機会を探ることができるため、就労可能性が高まります。また、外国で生活した経験は、帰国後の就職活動において雇用者側から積極的に評価されるケースも多いことが明らかにされています。このように、EUにおける外国語教育政策は、加盟国の若者の雇用機会を促進するための成長戦略の一環として考えられています。

EU加盟国における外国語の習得状況

EU加盟国では、どのような外国語の習得が行われているのでしょうか。まず、加盟国ごとの習得言語数(平均値)をみ

て比較してみましよう。二〇一一年の欧州委員会の報告書によると、ほぼ大半のEU加盟国では、義務教育課程において第一外国語の習得が義務づけられています。EU平均から見ると、初等教育レベルで生徒が習得した外国語の平均は、二〇〇〇年に〇・五言語であったのに対し、二〇〇八年には一・〇言語に増えています。二〇〇八年におけるEUの平均値をみると中等教育レベルでは、五〇・二%が少なくとも第二外国語まで習得していて、高校レベルではそれが六〇・二%に達しています。ところが、ルクセンブルクやオランダなどでは、高校レベルにおいてほぼ三言語が習得されている一方で、イギリスでは〇・六言語にとどまっております。この数値は中等教育レベルの一・〇言語よりも低くなっております。近年のEU加盟国にみられる外国語習得状況をまとめると、第一外国語を習得しはじめの年齢が下がっており、初等教育レベルにおけるその習得率は高まっております。ところが、義務教育において複数の外国語教育が実施されている加盟国が大半である一方で、生徒一人当たりが習得している外国語は平均で二・〇言語に達していません。

さらに、習得言語数だけではなく、言語の習得能力を評価する必要性から、二〇一二年の欧州委員会の報告書では、第一外国語あるいは第二外国語で「自立的な会話ができるかどうか」という質的調査に基づく統計とその評価が公表されま

した。その報告書によると、第一外国語で自立的な会話ができるレベルに到達していた生徒は、一〇人に四人のみで、第二外国語では四人にとどまっていたことが判明しました。なかでも、第一外国語で自立的な会話ができるレベルに達している生徒の比率が低い国として挙げられたのは、イギリスの九%やフランスの一四%でした。

このように、EU加盟国における外国語習得状況についての調査に基づく統計が公表され比較されたことよって、従来は外国語教育の制度化に消極的であった加盟国においても、外国語教育政策の改善がみられるようになりました。たとえばイギリスでは、二〇一四年から初等教育における外国語の習得が義務づけられるようになりました。また、イギリス政府は、欧州言語調査から明らかとなった加盟国のなかでも最も低い外国語能力と、少ない海外留学派遣者数の相関関係を認めました。そこで、若者の雇用機会を増やすためには、異文化コミュニケーション能力を高め、個人の自己啓発へとつながる海外滞在経験の意義を尊重し、そのために必要となる外国語教育について認識するようになりました。

移民の教育と言語教育

さいごに、EU加盟国において多言語教育が推奨される状況と、移民の教育を関連づけて今後の課題についてお話しした

いと思います。さきほど述べましたように、イギリスでは、近年になって初等教育における外国語教育が義務化されました。ところが、実施されている外国語教育は非常に限定的であり、多言語教育および多言語の習得はすすんでいません。その一方でフランスでは、初等教育において外国語教育が義務化されてから十数年経っており、中等教育レベルでは、ブルトン語やアルザス語などの地方言語をも含む第二外国語の選択が可能です。また、初等教育において習得可能な外国語として、アラビア語や中国語を導入している学校もあります。さらに近年では、四〇年以上に渡り実施してきた母語教育を外国語教育の枠組みへと組み入れる方向で調整されており、ポルトガル語やイタリア語などがその対象となっています。このようにフランスにおける外国語教育は、その言語多様性を高めるために、移民の子どもの第一言語に配慮する傾向がみられるのです。

移民の子どもが多く在籍する学校現場では、言語の多様性がすでに実現している環境があるのです。生徒の第一言語が学校の主要言語と異なる場合、その第一言語を維持することが、生徒の多言語習得能力を高めることにつながるのではないのでしょうか。少しずつそのような取り組みが、イギリスの学校でもみられています。それは、中等教育修了資格試験において、生徒の第一言語を外国語科目として受験することを

サポートする取り組みであり、そのような学校も少しずつ増えつつあります。

歴史的には、イギリスにおいても、フランスにおいても、移民の子どもをそれぞれの公教育に適應させるための教育が実施されてきました。今日では、EUの経済的な戦略目標の一環として、若者の雇用機会を促すための多言語習得と外国語能力の向上が求められるなか、移民の子どもの第一言語を維持することの意義が再び見直されつつあるのです。



高杉所長を紹介する講師